

平成 27 年 3 月 30 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者（以下「生活困窮者」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 7 条で規定にされた各事業の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は加古川市とし、自立相談支援機関を設置して本事業を実施する。

2 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他加古川市が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(暴力団の排除)

第 3 条 前条により事業を受託した事業者が、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除し、必要に応じて、支援の対象者に対し他の支援の適用を検討するものとする。

(名称及び実施場所)

第 4 条 本事業は、自立相談支援機関の設置する「相談窓口」において実施する。

(実施方針)

第 5 条 生活困窮者の自立相談の支援は、次の各号に掲げる方針に基づいて実施する。

- (1) 生活困窮者の尊厳を重んじ、その意思を十分に尊重し、その者との信頼関係を築き支援を行うこと。
- (2) 生活困窮者が、地域社会と繋がりを持ち、社会参加することができるように支援を行うこと。
- (3) 生活困窮者の困窮状態に常に留意して、支援を行うこと。

(事業の内容)

第 6 条 自立相談支援機関は、次の各号のうち市長が必要と認めた事業を実施する。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給事業
- (3) 生活困窮者就労準備支援事業
- (4) 生活困窮者一時生活支援事業

- (5) 生活困窮者家計改善支援事業
- (6) 生活困窮者学習支援事業
- (7) その他の生活困窮者の自立促進に資する事業
(相談員の配置)

第7条 自立相談支援機関は、前条の業務を行うにあたり次の各号に掲げる窓口職員（以下「支援員」という。）を配置する。

- (1) 主任相談支援員
- (2) 相談支援員
- (3) 就労支援員
- (4) 家計改善支援員
- (5) 学習支援員
(対象者)

第8条 第6条に規定する支援を受けることができる者は、原則として市内に居住地を有する又は事実上の「すまい」（現在地）のある生活困窮者（以下「対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合には、支援を受けることができる。
(相談支援の申請)

第9条 相談支援を希望する者（以下「相談者」という。）は、自立相談支援機関に相談支援の申請を行う。

2 前項の相談者は、自立相談支援機関が規定する「個人情報に関する管理・取扱規程」に同意したものとみなす。
(面接相談業務)

第10条 支援員は、相談者に対して面接相談を行い、次の各号により相談者の抱える課題を整理したうえ、支援の方針を決定する。

- (1) 広く相談を行うとともに、相談者が抱える課題を総合的に捉えること。
- (2) 相談者の生活実態、置かれている状況や、その意思を十分に確認すること。

2 前項の方針により、他関係機関における支援がより適切と判断する場合には、当該機関と調整を行った上で引継ぎを行う。

3 相談者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者であると見込まれる場合には、迅速に福祉事務所に引継ぎを行う。
(市への報告)

第11条 自立相談支援機関は、支援員が面接相談時に作成した書類を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を検討し、自立相談支援機関に指示することができる。

(住居確保給付金の申請)

第12条 相談者が「加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱（以下、「要綱」と

いう。)」で定める「住居確保給付金」の利用を希望する場合には、自立相談支援機関は必要な書類を作成し、相談者の確認、同意を得た上で「住居確保給付金」の申請支援を行う。

(支援プラン案の作成)

第13条 支援員は、相談者、関係機関職員とともに、相談者に対する今後の支援の計画(以下「支援プラン(案)」という。)を作成する。

(支援調整会議)

第14条 自立相談支援機関は、前条に規定する支援プラン(案)のほか、必要な検討を行うため、関係機関職員をもって構成する支援調整会議を開催する。

ただし、必要に応じて、相談者や家族等の参加を求めることができる。

2 支援員は、支援調整会議において支援プラン(案)が了承された場合、必要な修正を行い、市長に報告する。

(支援決定)

第15条 自立相談支援機関は、前条第2項の支援プラン(案)を基に支援決定を行う。

2 市長は、前項の決定に基づき、対象者に対し、支援決定の通知を行う。

3 支援決定は第9条の相談支援の申請から概ね3か月以内に行う。

(自立支援)

第16条 支援員は、前条第2項の規定により支援決定の通知を行う対象者(以下「支援対象者」という。)に対して、必要に応じて、個別的・包括的・継続的に相談面接、居宅訪問等を行う。

(支援期間)

第17条 自立支援の支援期間は、第9条の相談支援の申請から起算して、原則1年以内とする。

(支援の終了)

第18条 自立相談支援機関における支援は前条に規定するほか、支援対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき終了する。

- (1) 就職を実現する等により生活が安定したとき
- (2) 他関係機関へ引継ぎとなったとき
- (3) 生活保護受給となったとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 2か月以上連絡がとれない等、支援の継続が困難なとき
- (6) 支援の辞退の申し出があったとき

(支援決定後の支援調整会議)

第19条 自立相談支援機関は、初回の支援決定から6か月後又は必要と認めた場合、支援プラン(案)を作成し、再度、支援調整会議を開催する。

(支援終了検討時の支援調整会議)

第 20 条 第 18 条による支援の終了を検討する場合、自立相談支援機関は支援の評価を行い、その確認を行うため支援調整会議を開催する。

(窓口開所時間)

第 21 条 相談窓口の窓口開所時間は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く、自立相談支援機関の開所時間とする。

(費用負担)

第 22 条 相談窓口の利用は無料とする。

(地域団体・関係機関との連携)

第 23 条 自立相談支援機関は、第 1 条に定める趣旨に沿った支援を行うため、生活困窮者の支援を行っている団体と連携して支援を行う。

(帳簿等の整理)

第 24 条 自立相談支援機関は、次の各号に掲げる帳簿等を整備するものとする。

- (1) 相談受付簿
- (2) 申請受付処理簿
- (3) 支援決定対象者管理簿
- (4) その他、市長が事業に必要と認めた書類

2 前項の帳簿等について、市長が提出を求めた場合には、自立相談支援機関は該当する帳簿等の提出を行う。

(実施状況報告)

第 25 条 自立相談支援機関は、本事業の実施状況を毎月、市に報告する。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。